

令和7年度工事監査の結果（10月～2月実施）

1 監査の種類

(1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

(2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査です。

2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものです。

3 監査の対象

(1) 対象事業

令和7年度クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）特定天井等改修工事

(2) 対象部課等

文化スポーツ部文化振興課

都市部公共建築課

総務部契約検査課

(3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

4 監査の実施方法

(1) 実施期間

令和7年10月14日から令和8年2月20日まで

- (2) 実施場所
監査事務局
対象工事現場

- (3) 実施方法

- ア 実施手順

- 令和7年度クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）特定天井等改修工事に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の5項目としました。

- 事務執行面は、主に当職らが事前調査を行いました。技術面は、技術調査業務を委託した公益社団法人大阪技術振興協会から技術士資格を有する吉田達夫氏（以下「技術士」という。）が派遣され、当職ら立会いのもと、令和6年12月11日に事前調査を実施しました。その後、技術士から提出された「秦野市令和7年度工事技術調査結果報告書」（以下「報告書」という。）を参考として、総括的な監査を行いました。

- イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
 - ② 事業目的に適合した設計となっているか等
 - ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
 - ④ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか等
 - ⑤ 工事施工計画は適切か等

5 工事の概要

- (1) 工事場所 秦野市平沢地内
- (2) 工事内容
 - ア 大ホール及び小ホール
 - (ア) 既存天井を存置し、落下防止措置を実施
 - (イ) 舞台音響設備の更新
 - イ 大ホールホワイエ及び市民ロビー
 - (ア) 既存天井を撤去し、膜天井に改修
 - (イ) 天井改修に伴う電気設備、機械設備の更新
- (3) 契約内容
 - 工事請負契約
 - ・ 契約方法 条件付き一般競争入札

- ・契約日 令和7年6月9日（議決日）
令和7年5月14日（仮契約日）
- ・工期 令和7年6月9日から令和8年3月3日まで
- ・契約金額 800,800,000円（税込み）
- ・請負業者 厚木市栄町1-2-2
小島・関野共同企業体

6 監査の結果

技術士から提出された報告書では、計画から施工までの各分野における個別事項の中で、より良い工事への更なる工夫や努力を期待する要望はあったものの、工事全般に関して、是正すべき事項や瑕疵は認められず、問題はないとの判断が出されています。

また、当職らが行った事務執行面の事前調査でも、適正であることを確認しましたので、本件工事は、監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工の各項目について問題はなく、概ね良好な執行状況であると判断します。

7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、市民生活の利便性向上に貢献されることを期待します。